

# 給水装置工事について

## 1 基本的な考え方

設計を行う際には、青森市企業局水道部発行の給水装置工事施行指針を準拠する。

※データの場所：青森市 HP>ホーム>水道事業>水道工事について>給水装置工事施行指針

## 2 事前調査の徹底

見積りを提出する前には、必ず図面（マイクロ、配水管竣工図）及び現地調査を行う。

※マッピングは、あくまで参考図面として捉える

## 3 申込書の提出

給水装置新設等申込書は、時間に余裕をもって提出する。

※標準処理期間は、必要な書類が添付され受領してから14日

## 4 分岐位置及びメーター設置位置

分岐位置は、宅地内の配管経路を検討したうえで布設延長が最短となる位置とする。

（布設延長が増えるほど、将来的に漏水するリスク等が増えるため）

メーター設置位置は、原則として道路境界線に最も近接した宅地部分とする。

## 5 一次側と二次側の配管

メーター一次側と二次側の配管が交差している申請が見受けられるが、将来的に漏水した場合探知するのが困難になることが懸念されるため交差しないようにする。

## 6 漏水防止への協力依頼

### ①既設スルースバルブの取替え

既設スルースバルブ（φ40、φ50）を再利用する場合、設置年度を確認のうえ耐用年数を超えているときは漏水防止及び濁り水の観点から、見積りに取替えを検討する。

※再利用後、数年で漏水し困っていると施主からの問い合わせが年に数件ある

### ②施行中にTSソケットを見つけた場合

配水管にTSソケットが使われていることが判明した場合、水道部への連絡をお願いします。連絡を受けた後、袋ジョイントを取付に行く。

また分岐立会時にTSソケットが出てきた場合、水道部の立会い者が袋ジョイントを持っている場合があるため、取付の際にはご協力をお願いします。

## 7 道路復旧

工事のため道路を掘削した場合、仮復旧であっても市民から苦情を受けないように十分注意して施工し、必要に応じて本復旧が終えるまで巡回する。

## 8 事業所内の情報共有

自社請負の給水装置工事に関して、「給水装置工事の届け出」「内部工事・分岐工事工程表等の提出」「完成引渡期日」等の各種手続き、確認が遅滞なく行われているのかなど、事業所内において「監督者や従業員相互で情報の共有」を図る。

## 9 工事記録写真

### ①撮影要領に準じて撮影して提出すること

- ・特に完成検査時に目視確認できなくなる埋設部分・壁の中・天井内等の写真は撮り忘れないよう十分注意する。
- ・検査に必要な写真が工事記録写真帳から抜けているものが多く見受けられるため、撮影後のデータ確認や工程毎に数枚撮影するなどし、抜けが無いようにする。

### ②水圧試験について

項目	時間 (分)	水圧 (MPa)
メーター前後の配管	1	1.75
サドル付分水栓 (φ40以上)・割T字管	5	0.70
開発行為等の給水管 (φ50以上・分岐部分含む)	30	0.70
改造工事において新設部分が水圧検査可能な場合	1	1.75

※上記が困難な場合、水道部と協議すること

### ③改造工事で既設サドルを再利用する場合

- ・新規接続部分の写真を提出する。

### ④受水槽を設置する場合

- ・吐水口空間(ボールタップおよび主配管吐水口と越流面)が判別できる写真を提出する。
- ・吐水口と越流管の離れが分かるようにスケールを当てる。

### ⑤工事写真帳の整理・編集について

- ・工事写真帳の提出は、デジタルカメラ等により撮影し、可能な限りカラー印刷したものを提出する。(カラー印刷出来ない場合は、従来どおりのL版用紙の提出でも可)

## 10 検査

### ①完成検査

#### a 入居前検査・検査日時の連絡の徹底について

- ・入居者とのトラブル防止及び迅速な検査実施のため入居前検査を徹底する。
- ・検査現場において、検査中止とならないよう、建築主、建築業者への事前の連絡調整を徹底する。(改造工事等で既に居住者がいる場合も同様)

#### b 主任技術者の検査立会いについて

- ・検査立会は原則として主任技術者であるが、急用で都合がつかない場合の代理者は、工事内容を説明できる人が立会う。
- ・検査当日は、検査予定時間前に現場を確認出来るよう準備をしておく。特に冬期の場合、降雪の影響を考え、事前の対応を行う。

**c 自社検査の実施と的確な報告書・完成図面等の作成について**

- ・工事完成後の該当する検査項目について、主任技術者自身で実施し、正確な完成図面、自社検査報告書を作成し提出する。
- ・完成図書の提出時において、提出書類に不備が無いかを再確認する。また書類の不備、不足等が生じ提出を求められた際は、速やかに対応する。
- ・建築工事用水道の検査の際、宅地内の既設止水栓の位置が申込書の図面と完成図面の位置が宅地の左右逆になっているものがよく見受けられる。現場の事前調査を注意深く、かつ正確に行う。

**d 再検査の早期対応について**

- ・再検査になった場合は、速やかに対応して再検査を受ける。

**e 開発行為等の宅地分譲に伴う給水管等の検査について**

- ・水道部で直接検査することから、内部工事工程表、分岐工事工程表、完成図面等の書類の提出及び完成検査日等の決定に当たっては、直接水道部担当者と事前に協議する。
- ・工事が完成した場合は、速やかに完成検査を受ける。

**②工事の立会い**

**a 「分岐工事工程表」の提出について**

- ・工事立会時に使用する周辺配管図等の資料の作成上、施工 2 日前までに給排水センターに提出する。
- ・分岐や停水を行う分岐箇所が宅地内にある給水管であっても、給水装置新設等申込書の取出区分及び管種口径等の欄に分岐工法が記載している場合は、必ず分岐工事工程表を提出する。  
(立会が行われず、分岐写真が無い場合は再度現地を掘削し分岐箇所等を確認する)
- ・緊急を要する場合でも必ず水道部担当者と協議し、工事を先行させない。  
(上記内容に該当した場合は、青森市水道事業条例第三十九条により過料が科される)
- ・現場担当主任技術者の携帯電話番号を、緊急連絡用として備考欄に記載する。

**b 「内部工事工程表」の提出について**

- ・完成検査で確認できない隠ぺい部分（床下や壁の中）を施工する場合は、事前に「内部工事工程表」を提出し、中間検査を受ける。
- ・施工 2 日前までに給排水センターに提出する。また検査項目は、5 項目（指針 P136）のうち 1 項目を現場における中間検査とし、残りの 4 項目については完成写真にて中間検査を行う。
- ・全工程が長期にわたる場合は、全体の工程表の他、月間予定表等を提出する。

**c 開発行為等の宅地分譲に伴う給水管等の施工について**

- ・工事の着工前に水道部担当者と十分協議し、その指示に従う。
- ・「分岐工事工程表」・「内部工事工程表」を事前に水道部担当者と調整した後、給排水センターへ提出し、中間検査を受ける。

**d 道路使用許可証について**

- ・許可証の原本を持って工事を行う。また警察官等に許可証の掲示を求められた場合は真摯に対応する。

**1 1 その他の注意事項**

- ①分岐工事等道路上での作業を行う場合、「交通誘導員の配置」「工事標識・バリケード等の設置」「作業従事者の安全」を徹底する。また作業現場内の安全はもとより、歩行者及び車両の安全通行の確保にも十分に配慮する。
- ②既設取出し管を再利用する場合、露出している管までの埋設配管のみの確認のため、後に取水不良、口径違い他の問題が生じて、所有者が解決する旨を施主に説明する。

- ③水圧試験実施時に分水栓のコック、割T字管の弁を開閉して動作確認をする。なお、穿孔前にはコック、弁が開いていることを必ず確認の上、作業を開始する。
- ④配水管等の分岐箇所での停水に当たっては、撤去及び分岐止め標準配管図（指針 P98）を参考とする。（現場調査後分岐位置が不明な場合、分岐探知を水道部施設課にて無償で受け付けている）
- ⑤分岐工事等の現場で使用する、機械器具（排水ポンプ等）、配管用工具（穿孔機等）、配管材料等の事前準備、動作確認等を徹底する。
- ⑥工事着工前に現場の事前調査を徹底する。なお申込時の内容から変更（指針 P16）が生じる場合は、工事を着手する前に水道部担当者と協議すること。内容によっては設計変更の対象となる。
- ⑦水道メーター周りの配管を施工する場合、メーターの面間寸法を出す際は、メーター代用管を使用する。またやむを得ずパイプを使用する場合は、穴を開け通水したときに漏れが発生する管を使用する。
- ⑧給水装置工事における誤接合防止徹底のため、中間検査、完成検査時に残留塩素濃度を測定し、水道水であることを確認する。また分岐工事等の施工中においても、必要に応じて残留塩素濃度を確認する。
- ⑨本管を工破をした場合、速やかに水道部施設課（017-777-4255）へ連絡する。
- ⑩分岐工事等で配水管のバルブを操作する場合は、水道部へ協議してから行う。
- ⑪メーターの出庫は、工事完了後に給排水センターにて完成検査の手続きを行った後になるので、一部分完成によるメーター出庫は出来ないのので、工程を考慮して申請する。